

令和6年11月1日

貨物運送事業者に対する事業停止処分について

下記事業者に対して、令和5年12月19日及び令和6年2月28日に一般監査を実施したところ2項目の違反が判明し、事業停止処分に該当する内容であったため、貨物自動車運送事業法第33条の規定に基づき、下記のとおり行政処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分年月日

令和6年10月16日

2. 事業者の氏名又は名称及び営業所の名称

事業者の氏名：鹿児島トランスポート 株式会社

営業所の名称：本社営業所

3. 事業者及び営業所の所在地

事業者の住所：鹿児島県鹿児島市七ツ島1丁目5-2

営業所の位置：鹿児島県鹿児島市七ツ島1丁目5-2

4. 行政処分等の内容

①事業停止処分（本社営業所に所属する全ての事業用自動車の使用停止）

令和6年11月1日から令和6年11月7日まで（116両×7日間）

②事業用自動車の使用停止処分

令和6年11月8日から令和6年11月17日まで（26両×10日間）

5. 違反行為及び違反条項

①過積載による運送の指示を行っていた。

（貨物自動車運送事業法第17条第3項）

②過積載による運送があった。【12件】

（貨物自動車運送事業法第17条第3項）

※上記の違反行為に加え、事業者が違反行為を命じていたとして都道府県公安委員会から道路交通法等通知があった為、7日間の事業停止処分を付加したものの。

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」（抜粋）

5 事業停止処分

(9) 次の①及び②のいずれにも該当する場合には、違反営業所等に、2の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業停止処分を付加するものとする。

- ① 事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、過積載運行又は最高速度違反行為を行った場合
- ② 事業者等が①の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

6. 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び当該事業者の累積点数
当該行政処分により付された違反点数は26点。(当該事業者の累積点数も同様)

運輸と観光で九州の元気を創ります

【 お問合せ先 】

九州運輸局 自動車運送事業安全監理室

担当：十時（ととき）、下堂 蘭（しもどうぞの）

電 話 092-472-2529

